

①ばい煙発生施設

対象施設		総排出ガス量	公害防止管理者に選任できる資格者の種類
大気汚染防止法施行令別表第一に掲げる施設（13の項の廃棄物焼却炉を除く）	大気関係有害物質発生施設 ●大気汚染防止法施行令別表第1の9 （硫化カドミウム、炭酸カドミウム、ほたる石、珪弗（けいふつ）化ナトリウム又は酸化鉛を原料として使用するガラス又はガラス製品の製造の用に供するものに限る。） ●大気汚染防止法施行令別表第1の14～26	40,000m ³ /h以上	大気関係第1種
		40,000m ³ /h未満	大気関係第1種 大気関係第2種
	上記以外の施設 ※総排出ガス量が10,000m ³ /h以上の工場に限る。	40,000m ³ /h以上	大気関係第1種 大気関係第3種
		10,000m ³ /h以上 40,000m ³ /h未満	大気関係第1～4種

②汚水等排出施設

対象施設		総排水量	公害防止管理者に選任できる資格者の種類
水質汚濁防止法施行令別表第1に掲げる施設のうち次の施設 第2号～第59号、 第61号～第63号、 第63号の3、 第64号、 第65号～第66号の2、 第71号の5、 第71号の6	水質関係有害物質排出施設 ●組織法施行令別表第1参照 （左記水濁法対象施設の一部）	10,000m ³ /日以上	水質関係第1種
		10,000m ³ /日未満	水質関係第1種 水質関係第2種
	上記以外の施設 ※総排水量が1,000m ³ /日以上以上の工場に限る。	10,000m ³ /日以上	水質関係第1種 水質関係第3種
		1,000m ³ /日以上 10,000m ³ /日未満	水質関係第1～4種

③騒音発生施設

対象施設	公害防止管理者に選任できる資格者の種類
機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。） ※騒音規制法第3条第1項の規定により指定された地域にあるものに限る。	騒音・振動関係 騒音関係

④特定粉じん発生施設

対象施設	公害防止管理者に選任できる資格者の種類
大気汚染防止法施行令別表第2の2に掲げる施設	大気関係第1～4種 特定粉じん関係

⑤一般粉じん発生施設

対象施設	公害防止管理者に選任できる資格者の種類
大気汚染防止法施行令別表第2に掲げる施設	大気関係第1～4種 特定粉じん関係 一般粉じん関係

⑥振動発生施設

対象施設	公害防止管理者に選任できる資格者の種類
液圧プレス（矯正プレスを除くものとし、呼び加圧能力が二千九百四十一キロニュートン以上のものに限る。） 機械プレス（呼び加圧能力が九百八十キロニュートン以上のものに限る。） 鍛造機（落下部分の重量が一トン以上のハンマーに限る。） ※振動規制法第3条第1項の規定により指定された地域にあるものに限る。	騒音・振動関係 振動関係

⑦ダイオキシン類発生施設

対象施設	公害防止管理者に選任できる資格者の種類
ダイオキシン類対策特別措置法施行令別表第1第1号～第4号まで及び別表第2第1号～第14号までに掲げる施設	ダイオキシン類関係